

平成23年度事業計画書

社団法人 日本自閉症協会

今年度は、定款に定める次の事業を推進し、自閉症児・者に対する支援を行うとともに、自閉症に関する社会一般への啓発を図り、もって自閉症児・者の福祉の増進に努める。

又、社会福祉法人全国心身障害児福祉財団、独立行政法人福祉医療機構、社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金から交付される助成金等は「特別会計」として計上し、それぞれの事業を推進し自閉症児・者の福祉の増進に一層努めるものとする。

1. 自閉症児・者のための相談事業
2. 自閉症児・者の医療・教育・福祉・労働問題等に関する研究会・講演会等の開催
3. 自閉症児・者に関する調査・研究及び資料の収集
4. 自閉症児・者に関する研究者、ボランティア、教職員の実践研究に関する助成及び顕彰
5. 会誌及び図書類の刊行
6. 自閉症児・者のための共済事業
7. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

又、上記の事業活動を推進するため、会員加入促進を積極的に進める。

【本年度の事業計画】

1. 相談事業

(1) 相談事業（一般会計）

自閉症を専門とする臨床心理士、ソーシャルワーカー及びペアレントメンターを配置し、保護者などからの、電話又は面接による相談に応じるため「相談事業」を実施する。

各診療機関及び発達障害者支援センター等との連携を強化する。

(2) 在宅心身障害児・者療育研修・福祉相談事業

（特別会計：（社福）全国心身障害児福祉財団助成事業（Ⅰ））

1) 保護者研修会

家庭における自閉症児・者の療育、生活援助に役立つ知識、技術の習得のための専門家による講義・実技指導を行う研修会を各県・市協会等において行う。

2) 福祉相談事業

在宅の自閉症児・者及び保護者に対し、医師、心理判定員などの専門家による相談や療育指導を行う相談事業を各県・市協会等において行う。

(3) 在宅重度障害児集団療育事業

(特別会計：(社福) 全国心身障害児福祉財団助成事業 (Ⅱ))

在宅の自閉症児・者と保護者に対して、日常生活及び療育方法についての知識・技能の普及を図ることを目的とした次の事業を各県・市協会において行う。

(集団療育キャンプ事業)

在宅の自閉症児・者及び保護者を対象とし、医師等の専門家が宿泊を共にし、保護者に対しては日常生活の指導方法や訓練技術などの指導等を行うとともに自閉症児・者に対しては日常生活における基本的動作の指導及び機能訓練等を行う。

(4) 治療教育相談等事業

(特別会計：(社福) 全国心身障害児福祉財団助成事業 (Ⅲ))

自閉症児・者とその家族が地域社会の中でともに集団生活できることを目的として、次の事業を各県・市協会等において行う。

1) 無料検診相談事業

治療教育相談

保護者に、直接専門の医師や教育者が療育指導を行い、又、自閉症児・者を実際に診ながら療育の相談やアドバイスを行う。

2) 集団指導キャンプ事業

集団生活が困難な自閉症児・者に対し、集団生活ができるよう、又、家族の参加により日常生活が一般化できるよう医師等の専門家により適切な指導のもとに、集団指導キャンプを行う。

(5) 高機能自閉症とアスペルガー症候群の地域サポート事業

(特別会計：独立行政法人福祉医療機構助成事業)

全国9ブロックに専門家や先進活動地域より団体関係者を派遣し、高機能の捉え方、支援の方向性等の啓発講演会と情報交流会(ネットワーク会議)

を行い地域のネットワーク化を図るとともに、近隣ネットワークの構築等によりグループ活動が独自に展開できるように支援する等の事業を全国3ブロックで実施する。

(6) 県・市協会活動

県・市協会が、保護者からの相談や、研修会を実施するなど地方活動の拠点となり、専門家などの協力を得て、自閉症児・者のよりよい社会環境づくりの活動を行う。

2. 研究会・講演会等の開催

(1) 研究部会研修会

「第16回自閉症セミナー」を開催（徳島県；調整中）

(2) 研究部会

全国的な規模で、自閉症に関する研究・相談・臨床・療育など多様な領域における協力と支援を得るため、医師、心理士、施設長、学校教師などの専門家による研究を計画する。

3. 調査・研究及び資料の収集

(1) 地域における自閉症児者の家族支援システム事業

（特別会計：独立行政法人福祉医療機構助成事業）

発達障害者支援センターや障害福祉課の職員を対象にした、ペアレントメンターの活動を運営するためのコーディネーター研修会を行うとともに、ペアレントメンターのマニュアル本を作成し、配布する。ペアレントメンター養成講座を開催する。

(2) 国際情報の収集など

自閉症関係の国際会議等への参加をはじめ、英国並びに米国自閉症協会発行の情報はじめ諸外国の自閉症についての情報の収集に努め、必要な情報を会員及び関係者に対して提供できるよう計画する。

4. 研究者、教職員等の実践研究に関する助成及び顕彰

（特別会計：（社福）社会福祉事業研究開発基金）

顕彰事業（自閉症支援実践賞）の実施

第13回顕彰事業として、自閉症の子どもたちの支援に関わっている人たちの実践を紹介し、自閉症児・者への支援に役立てることを目的として、学校、地域、家庭、職場での教育、交流、協力、教材教具の研究開発など活動や絵画、彫刻、陶芸、その他の芸術部門で優れた作品を作り出している障害児者（自閉症・発達障害）を指導・支援している活動の様子を募集し、優れた実践を顕彰し奨励する。

5. 会誌及び図書類の刊行

(1) 機関紙「いとしご」の刊行

（特別会計：（社福）全国心身障害児福祉財団助成事業（Ⅲ））

自閉症に関係する情報などの提供と会員相互の交流を深めるために機関紙「いとしご」を年6回発行し、会員、関係機関等に配布する。

(2) 指導誌「かがやき」の刊行

（特別会計：全国心身障害児福祉財団助成事業（Ⅲ））

自閉症児・者の療育に関する情報などを会員及び治療教育に携わる教師、施設職員、治療・相談機関の関係者に伝えるため、指導誌を作成し、会員、関係機関に配布する。

6. 共済事業

自閉症児・者が病気で入院したときに、入院給付金等を給付するため共済事業を行う。

7. その他法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 公益社団法人への移行準備

現在、当法人は特例社団法人であり、公益三法の施行日（平成20年12月1日）から5年間の期間に新制度へ移行する必要があります。平成23年度には、その改革案の基本方針である①移行先法人、②申請時期、③定款変更回数④最初の役員選任方針などを検討し、申請準備を整える。

(2) 会員の加入促進

自閉症児・者の保護者全員の入会を目標とするとともに、福祉・医療・教育・企業など関係者の正会員又は賛助会員への加入を促進し、自閉症についての協力者・理解者の確保に努めるとともに、県・市協会と一体となって、あらゆる関係機関のご協力を得ながら当協会の存在を広報宣伝し、会員の加入促進に一層努める。

(3) 会員への迅速な情報の提供

当協会独自で低料第三種郵便物の認可を取得したことにより、「会員に対する迅速な情報提供」と各県・市協会の事務的負担の軽減を図るため、機関紙「いとしご」や指導誌を本部から全会員に直送できるように努める。

さらに、メルマガ等の活用により、各協会役員に対して迅速なる情報提供に努める。

(4) 自閉症対策の推進と助成の要望

国及び地方公共団体などに自閉症対策の推進を図るために、障害者基本法及び学校教育法への「自閉症」の明記を要望するとともに当協会の事業や各県・市の活動に対する助成などを積極的に要望する。

(5) 自閉症に関する社会一般への啓発活動

国連で毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と制定したことを契機として、当日にシンポジウムを開催すること等により今迄以上に自閉症について正しい理解を得るため、自閉症に関する社会一般への啓発をなお一層進めるとともに、あらゆる機会に報道機関等へ積極的な働きかけを行う啓発運動を推進するとともに、協会の機関誌やホームページ等の内容の充実に努める。

世界自閉症啓発デー2011・シンポジウムの開催

ア) 日 時 平成23年6月18日(土) 午前10時から

午後17時30分まで

イ) 場 所 全社協「灘尾ホール」(千代田区)

ウ) 主なプログラム

開会式、演奏、被災地からの報告、シンポジウム等を実行する予定。

なお、今回は、世界自閉症啓発デーの4月2日に開催としておりましたが、東日本大震災により、6月18日に延期し、開催テーマを「災害と自閉症～共に支え合い、共に生きる～」として実施することとしている。

(6) 関係諸団体との連携

世界自閉症協会、全国自閉症者施設協議会、日本発達障害ネットワーク、日本障害者協議会及び全国病弱・障害児の教育推進連合会などの関係諸団体との連携を密にし自閉症対策の一層の充実を図ることに努める。

(7) その他

法人の目的を達成するために必要な事業を積極的に推進する。